

令和 8 年度 重要事項説明書

社会福祉法人 千種会

幼保連携型認定こども園

打出ひだまりこども園

目 次

1 事業の運営主体	1
2 施設等の概要	1
3 設備概要	1
4 教育・保育等の内容	2
5 教育・保育を提供する日	2
6 教育・保育を提供する時間	3
7 職員体制	3
8 利用料その他費用等	4
9 支払方法	5
10 契約の終了	5
11 契約の解除	6
12 学校医	6
13 健康診断の実施	6
14 要望・苦情・相談の受付	6
15 賠償責任保険の加入状況	6
16 非常災害時の対策	7
17 個人情報の保護について	8

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1, 事業の運営主体

事 業 者 の 名 称	社会福祉法人 千種会		
事 業 者 の 所 在 地	神戸市東灘区北青木1丁目 1-3		
電 話 番 号 ・ FAX	TEL 078-431-0001	FAX 078-431-2000	
代 表 者 氏 名	理事長 岸本 多佳子		

2, 施設等の概要

種 別	幼保連携型認定こども園					
名 称	幼保連携型認定こども園 打出ひだまりこども園					
住 所	芦屋市宮川町4番6号					
電話番号・FAX	TEL 0797-62-8804		FAX 0797-62-8805			
ホームページ	https://www.uchide-hoikusho.jp/					
園 長 氏 名	佐々木 ひろえ					
開 設 年 月 日	令和 8 年4月1日					
施 設 の 開 所 時 間	平日7時00分～19時00分・土曜日7時00分～18時00分					
利 用 定 員 (年 齢 別)	児童の年齢	児童の数	児童の数内訳			
			保育認定(2号・3号)		教育標準時間認定(1号)	
	0歳児	3人	3号認定	3人		
	1歳児	10人		10人		
	2歳児	17人		17人		
	3歳児	25人	2号認定	20人	1号認定	5人
	4歳児	25人		20人		5人
	5歳児	25人		20人		5人
	合計	105 人	90人		15人	
取 扱 保 育 事 業	通常保育、延長保育、インクルーシブ教育保育、 病児保育(体調不良児対応型)、預かり保育					

3, 設備概要

敷地面積:1484.82 m²

施設設備	区分	面積	区分	室数	面積
	園舎の面積	922.10 m ²	保育室又は遊戯室の面積	7	381.66 m ²
	園庭の面積	458.10 m ²	うち乳児室及びほふく室	2	77.76 m ²
	その他設備の概要	調理室、遊戯室、保健室、職員室等			

教育・保育理念	○子どもの人権を重んじ、主体性を尊重し、子どもの最善の幸福と福祉の増進を追求するものとする。 ○保護者や地域の方々が仕事や家庭生活、自己啓発など様々な活動を自ら希望するライフワークバランスで行うことができるように支援する。						
基 本 方 針	○子どもの今ある姿を受容し、応答的関わりを通して、人に対する愛情と信頼を育てる。 ○子どもが主体的、対話的で深い学びができるような環境作りを行う。 ○葛藤や悩みを人と人との関わりの中で考えながら、自分の力で解決していき健全な心身の発達や態度を身に付けられるようにする。 ○保護者に対しては、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮しこども園の特性や、保育士の専門性を活かして支援に努める。						
教育・保育目標	<table border="0"> <tr> <td>○優しくニコニコ助け合える子ども</td><td>○キラキラ笑顔の元気な子ども</td></tr> <tr> <td>○ノビノビ人と自然の中で遊ぶ子ども</td><td>○やりたいドキドキワクワクをみつ</td></tr> <tr> <td>○自信を持ってイキイキ表現できる子ども</td><td>けられる子ども</td></tr> </table>	○優しくニコニコ助け合える子ども	○キラキラ笑顔の元気な子ども	○ノビノビ人と自然の中で遊ぶ子ども	○やりたいドキドキワクワクをみつ	○自信を持ってイキイキ表現できる子ども	けられる子ども
○優しくニコニコ助け合える子ども	○キラキラ笑顔の元気な子ども						
○ノビノビ人と自然の中で遊ぶ子ども	○やりたいドキドキワクワクをみつ						
○自信を持ってイキイキ表現できる子ども	けられる子ども						

(1)教育・保育の内容

(2)延長保育の内容

(3) 食事の提供

- #### (4) 預かり保育

(5)インクルーシブ教育・保育

(6)病児保育(体調不良児対応型)

(7)その他教育・保育にかかわる行事・取り組み等

- ## 5. 教育・保育を提供する日

開	園	日	月曜日から金曜日まで
休	園	日	土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

長 期 休 暇	夏季休暇(8月1日～8月 31日) 冬季休暇(12月28日～1月7日) 春季休暇(3月25日～4月7日) ※各長期休暇ごとに2週間程度を想定。暦や行事等、その年の予定により、開始日と終了日を変更する場合があります。
---------	--

(2)2,3 号認定子ども

開 園 日	月曜日から土曜日まで
休 園 日	日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

6, 教育・保育を提供する時間

(1)1 号認定子ども

教 育 時 間	8:30～13:30
預 か り 保 育	7:00～8:30・13:30～18:00

(2)2 号、3 号認定子ども

保育標準時間認定に関する保育時間(最大 11 時間)

※保護者が就労・就学(1 日 6 時間以上)妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある方等が該当する区分

通 常 保 育	7:00～18:00 (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して決定されます。)
延 長 保 育	18:00～19:00(月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤務証明書等の提出が必要です。また、土曜日の延長保育はありません。)

保育短時間認定に関する保育時間(最大 8 時間)

通 常 保 育	8:30～16:30 (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して決定されます。)
延 長 保 育	朝:7:00～8:30 夕:16:30～18:00 夜:18:00～19:00 (月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤務証明書等の提出が必要です。また、土曜日は、18:00～19:00 の延長保育はありません。)

7, 職員体制

園 長	1 人(常勤:1 人)
主 幹 保 育 教 諭	2 人(常勤:2 人)
保 育 教 諭	13 人以上(常勤換算後)
保 育 補 助	1 人(非常勤:1 人)
栄 養 士 ・ 調 理 師	2 人(栄養士:1 人、調理師:1人)
調 理 補 助	1 人(非常勤:1 人)
保 健 師 又 は 看 護 師	1 人(非常勤:1 人)
事 務 員	1 人(非常勤:1 人)
学校医(内科・耳鼻科・眼科)	4人(非常勤:4 人)
学 校 歯 科 医	
学 校 薬 剤 師	1 人(非常勤:1 人)

(1) 正規職員の勤務時間帯

6:45～19:00 の間でシフト制 実働 8 時間/日

(2) 職員の経験年数

保育教諭の平均経験年数 7 年

8, 利用料その他費用等

(1) 1号認定子ども

① 利用者負担額とその他の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
利用者負担額 (基本保育料)	芦屋市ホームページに記載の保育料一覧表を参照。 ※休業中は、利用が無い場合でも毎月の基本保育料は発生します。	
預かり保育料	7:00～8:30	30 分 100 円
	13:30～18:00	
給食費	主食費	月額1,500円
	副食費	日額225円 (上限4,500円)
用品代	【3歳児】 カラー帽子、制服	8,470 円
	【4歳児】 カラー帽子、制服、画帳、クレヨン	9,360 円
	【5歳児】 カラー帽子、制服、画帳、クレヨン、 アルバム	17,590円
日本スポーツ振興センター	保険料(自己負担分)	243円

※その他、行事や保育用品に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。
※内容・金額については変更になる場合がある。

② 延長保育に係る利用者負担

芦屋市が定める額の範囲内で定める。

項目	金額
延長保育	●基本料:月額 2,000円 (月に1度も利用が無い場合でも必要となります。) ●利用料:1回200円 (保育短時間の方については、朝・夕の延長保育のみ利用した場合、同一階層における保育標準時間認定の保育料と保育短時間の保育料の差額が上限となります)

(2) 2・3号認定子ども

① 利用者負担額とその他の徴収金について

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
利用者負担額 (基本保育料)	芦屋市ホームページに記載の保育料一覧表を参照。	
給食費	【0～2歳児】利用者負担額 利用者負担額の中に含まれますので、別途徴収はありません。 【3～5歳】主食費・副食費ともに実費徴収致します。 主食費:月額 1,500 円、副食費:月額 4,500 円	
用品代	【0・1 歳児】 カラー帽子	2,970 円
	【2 歳児】 カラー帽子	2,970 円
	【3歳児】 カラー帽子、制服、画帳、クレヨン	8,470 円
	【4歳児】 カラー帽子、制服、画帳、クレヨン	9,360 円
	【5 歳児】 カラー帽子、制服、画帳、クレヨン、 アルバム	17,590 円
日本スポーツ振興センター	保険料(自己負担分)	243円

※その他、行事や保育用品に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。
 ※内容・金額については変更になる場合がある。

(3) 実費徴収に係る補足給付制度について

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準じる世帯(生活保護世帯等)また市町村民税所得割額が一定以下の世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用(実費徴収額)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等(具体的な補助対象の有無は下記のとおり。)です。

手続きについては、対象者の方に芦屋市から保育施設経由で申請書をお渡ししますので、指定期日までにご提出ください。

《補助額》

1号認定の方(教育を必要とする方)	2,3号認定の方(保育を必要とする方)
教材費・行事費等 ◇生活保護世帯等及び市町村民税所得割非課税世帯の方 ⇒一人当たり 2,700 円上限/月 ◇市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の方 ⇒一人当たり 1,350 円上限/月 (ただし、実費額の 1/2 が補助対象額)	教材費・行事費等 ◇生活保護世帯等及び市町村民税所得割非課税世帯の方 ⇒一人当たり 2,700 円上限/月 ◇市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の方 (ひとり親世帯等は 77,101 円未満) ⇒一人当たり 1,350 円上限/月 (ただし、実費額の 1/2 が補助対象額)

《補助対象となるものの例》

制服、体操服、ノート、絵本、おむつ、かばん、連絡帳、名札、ふとんリース代、絵具、カスタネット、卒業アルバム、共済保険

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、英語レッスン料、延長保育料

その他、詳細については、芦屋市はいく課までお問合せください。

9, 支払方法

口座振替払い

保育料、給食費については当月の27日に、預かり保育料(月極、日割り)・リース代(月極)は翌月27日に翌月の保育料と一緒に引き落としになります。

振替が確認できなかった場合は、各自でお振込みをお願いします。(振込手数料が発生しますのでご了承ください)

10, 契約の終了

本利用契約は、下記の事由により終了し、幼保連携型認定こども園打出ひだまりこども園(以下「甲」という。)は教育・保育の提供を終了し、園児は退園となります。

(1)園児が就学するとき

(2)支給認定保護者が退園を申し出た場合

(3)保育認定子どもに該当しなくなったとき

(満3歳以上の子どもであって、1号認定の子どもとして利用を継続する場合は除く)

11, 契約の解除

下記の事由が発生した場合、甲は利用申込みを行った保護者(以下「乙」という。)に対し書面により相当の期間を定めた催告を行い、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用期間を乙の債務不履行により解除する事ができる。

- (1)保育料およびその他利用者負担額を3ヶ月分以上滞納した場合
- (2)当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき
- (3)職員の依頼や指示に乙が従わず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき
- (4)甲が乙に対し、甲の保育理念や方針、目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき
- (5)その他、甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき

12, 学校医(芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会からの推薦により委嘱しています。)

- ・内科⇒みむらクリニック(小児、皮膚科)
大原町 15-14 TEL 0797-32-5172
- ・眼科⇒いわみ眼科(眼科)
公光町 11-5-4 階 TEL 0797-35-0183
- ・耳鼻科⇒古川耳鼻咽喉科医院(耳鼻科)
大原町 5-1 TEL 0797-23-4187
- ・歯科⇒Les 芦屋デンタルクリニック
神戸市東灘区本庄町 2-8-36 TEL 078-891-8011
- ・学校薬剤師⇒I&H芦屋川薬局 松下菜穂子
TEL 0797-26-6022(芦屋市薬剤師会)

13, 健康診断の実施

- (1)内科健診 全年齢対象に年2回(春季、秋季)実施
- (2)歯科健診 全年齢対象に年2回(春季、秋季)実施
- (3)耳鼻科検診、眼科検診 3,4,5 歳児のみ年1回(秋季)実施
- (4)身体測定 全年齢対象に毎月身長体重の測定を行います
- (5)その他 3, 4,5 歳児を対象に視力検査、尿検査(プール前)を行います

※健診結果につきましては、個人の発育表にてお知らせします。

※当日、欠席等により受診できなかった場合は、後日、個別に当園の学校医・学校歯科医、もしくはかかりつけ医で健診を受けて頂きます。

(当園の学校医・学校歯科医にて受診された場合は、受診にかかる費用は園負担となります。)

14, 要望・苦情・相談の受付

子育て支援について保護者の皆様と保育所職員の両者が自由に話し合えることが大切です。当園では、相談・苦情解決責任者を下記の者としております。お気づきのこと、改善してほしいことなどありましたら、相談・苦情受付担当者又は園職員まで遠慮なくお申し出ください。

責 任 者		園 長	0797-62-8804
担 当 者		主 幹 保 育 教 諭	
第三者委員	かけはし法律事務所	青 木 良 和	078-361-9494
	おおぎ駅前診療所	河 野 圭 太	078-453-7700

15, 賠償責任保険の加入状況

全国私立保育園連盟「はいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入しています。

保 険 の 種 類	園児団体傷害保険 園賠償責任保険
保 険 の 内 容	疾病・障害・死亡・怪我

上記とは別に、日本スポーツ振興センターと契約を結んでいます。

保 険 の 種 類	災害共済給付
保 険 の 内 容	死亡・障害・負傷・疾病

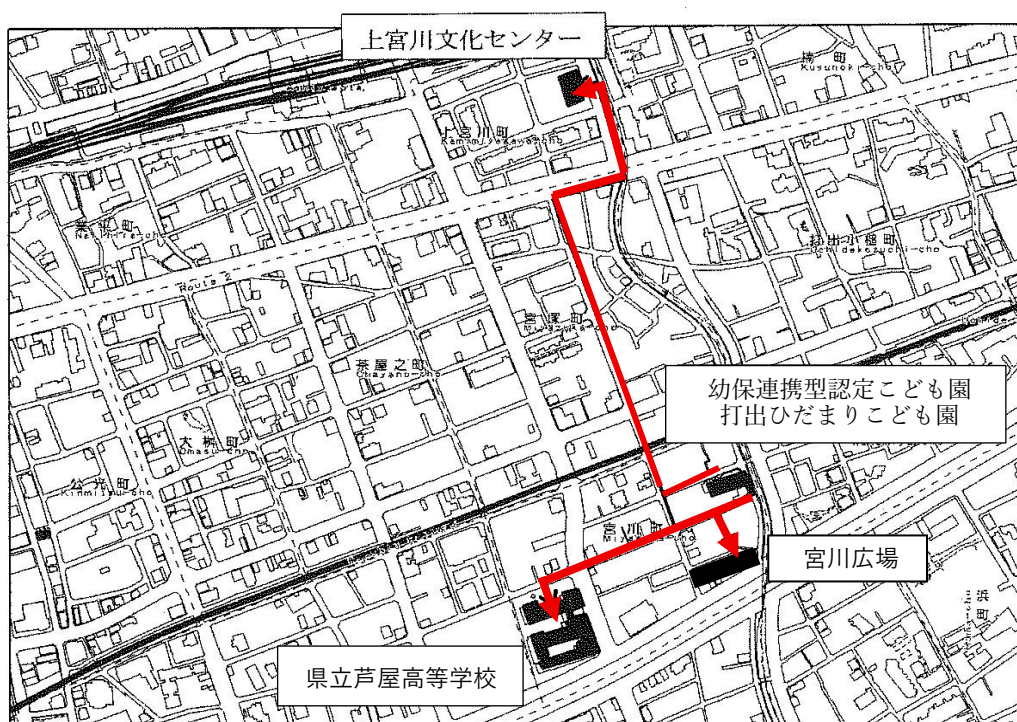
16, 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火・救出、その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長
避難訓練	火災訓練(年7回)、消火訓練(毎月)、消火器訓練(年2回)、 通報訓練(年3回)、地震訓練(年3回)、 水害訓練(年1回)、不審者訓練(年2回)
防災・防犯設備	県警ホットライン、モニター付きインターフォン、消火器、非常灯、火災報 知器、非常持ち出しリュック、非常食、水の備蓄、ポータブル電源、防災 ラジオ、湯沸かし用ポット等
避難先	・大津波警報発令(到達まで30分)： 県立芦屋高等学校 ・大津波警報発令(到達まで1時間)： 上宮川文化センター ・火災： 園庭もしくは宮川広場もしくは県立芦屋高等学校 ・水害： 園舎2階もしくは県立芦屋高等学校
災害発生時の連絡方法	・「Brain アプリ」「伝言ダイヤル」での発信 →携帯電話、パソコンを媒体とした連絡用ツールです。 詳しくは別紙を配布します。 ・園門扉での掲示 →園の門扉に掲示します。ご確認ください。

< 避難経路 >



17, 個人情報の保護について

- (1) 緊急時には関係機関(病院・保健所・警察など)へ、所見名、生年月日、保護者氏名、住所、電話番号を知らせます。
- (2) 緊急時に医療機関を受診する場合、保護者の同伴が困難な時は、看護師または園長が指示した職員が引率し医療機関を受診します。また、緊急処置にあたり、治療内容や検査の結果の説明を必要な範囲内で園長等が受けることがあります。
- (3) 園だよりに、子どもが描いた絵や遊びの様子の写真を載せることがあります。
- (4) 教育・保育活動に必要な写真撮影をしたり、ホームページに写真を掲載したりすることがあります。
- (5) 教育・保育活動に必要な名前、マーク、写真をクラスに掲示することがあります。
※保護者の方が所内行事等に関する写真や映像を SNS 等へ使用することを禁止します。
- (6) 職員研修などで使用することがあります。
- (7) 関係機関(転所幼稚園、保育所等含む)に健康診断や子どもの育ちなどを提供することがあります。その際は保護者の方にお知らせします。
- (8) 修了児を小学校へ送り出すにあたり、子どもたちの育ちを連続して引き継いでいくための資料を小学校に送ります。
- (9) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

以上